

第200回国会 日本維新の会提出  
「身を切る改革」関連議員立法

令和元年10月17日提出

	法案名 (簡略名)	概要
1	公職選挙法の一部を改正する法律案 (選舉区支部寄付禁止法案)	政党の選挙区支部について、政治家本人、後援団体同様に、当該選挙区内の者への寄付を禁止する。
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (政治資金使用制限法案)	政治資金を個人的支出に使用することを禁止し、これに該当するかを調査する第三者機関を設置する。
3	租税特別措置法の一部を改正する法律案 (寄付金控除等を通じた国會議員等の利益享受禁止法案)	政治家からの政治団体等への寄付につき、税制上の利益を享受できないようにする。
4	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (企業団体献金禁止等法案)	企業・団体の政治活動に関する寄付を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止するものとする。
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (文運費使途公開・日割支給法案)	国會議員の文書通信交通滞在費の使途を議長に報告し、議長は報告により使途を公開する。
6	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議員歳費削減法案)	国會議員の歳費及び期末手当を2割削減する。東日本大震災時の前例のある現実的な削減幅として、法案成立を目指す。
7	国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議員歳費・手当の返納を可能とする法案)	国會議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することを可能にする。
8	国家公務員の入件費の総額の削減の推進に関する法律案 (国家公務員総入件費2割削減法案)	人員削減(出先機関等)と給与削減(人事院勧告方式の見直し等)により、国家公務員の総入件費を2割削減する。
9	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案 (「身を切る改革」による復興財源捻出法案)	大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国會議員の歳費等の削減、国家公務員の入件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。
10	地方自治法の一部を改正する法律案 (政務活動費使途公開法案)	①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 ②政務活動費を交付することとする場合には、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関して、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。
11	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案 (立法事務費の一人会派への交付廃止法案)	立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。
12	国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (各議院役員等の議会雑費廃止法案)	各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止することとする。
13	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案 (訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案)	裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。
14	国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (国會議員秘書交通費適正化法案)	議員秘書の通勤手当について、一般職公務員の例に準じて支給することとする。
15	公職選挙法の一部を改正する法律案 (参議院選挙制度改革)	国會議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて十一の選挙区とする選挙制度を導入する。